

堺市公報 第106号	令和2年1月31日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市補助金交付規則の一部を改正する規則 【財政局財政部財政課】	2
○堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 【建設局自転車まちづくり部自転車対策事務所】	3
<告示>	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関（精神通院医療）の指定について 【健康福祉局健康部精神保健課】	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について 【健康福祉局健康部精神保健課】	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について 【健康福祉局健康部精神保健課】	5
○公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値について 【建築都市局住宅部住宅管理課】	6
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	6
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	8
<公告>	
○堺市立梅文化会館の一部休館について 【文化観光局文化部文化課】	10
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【環境局環境事業部クリーンセンター東工場】	10

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出等について
 【産業振興局商工労働部商業流通課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出等について
 【産業振興局商工労働部商業流通課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

○都市計画法に基づく工事の完了について
 【建築都市局開発調整部宅地安全課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

○都市計画法に基づく工事の完了について
 【建築都市局開発調整部宅地安全課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

<教育委員会規則>

○堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則
 【教育委員会事務局総務部総務課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

○堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則
 【教育委員会事務局総務部総務課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

○堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
 【教育委員会事務局教職員人事部教職員企画課】・・・・・・・・ 29

<農業委員会告示>

○農業委員会総会の招集について
 【農業委員会事務局】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

規 則

堺市補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年1月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第2号

堺市補助金交付規則の一部を改正する規則

堺市補助金交付規則（平成12年規則第97号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号及び様式第4号中「又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し」を「若しくは補助事業の内容について変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をし」に改める。

様式第11号中「確定額」を「精算額」に、「精算額」を「不用額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市補助金交付規則様式第11号の規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市補助金交付規則様式第11号の規定による帳票とみなして使用することができる。

堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年1月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第3号

堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和62年規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2 拇美木多駅前南第2の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

堺市告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指

定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和2年1月31日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
スギ薬局 堺福田店	堺市中区陶器北1697-1	薬局	令和元年11月21日
キリン堂薬局 北野田店	堺市東区北野田551-6	薬局	令和元年12月1日
アイン薬局 堺東店	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 南海堺東ビル8階	薬局	令和2年1月1日
ふれみあむ訪問看護ステーション	堺市西区鳳西町2-22-3	訪問看護	令和2年1月1日
スギ訪問看護ステーション新金岡	堺市北区長曾根町720-1	訪問看護	令和2年1月1日
アミーナース訪問看護ステーション	堺市北区新堀町2-106-2	訪問看護	令和2年1月1日

堺市告示第22号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和2年1月31日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
オレンジ薬局 なかも ず店	堺市北区百舌鳥梅町3-1-3	薬局	令和2年2月 1日
クローバー薬局	堺市中区土師町3-34-28 三成ビル1階	薬局	令和2年2月 1日
コクミン薬局 高島屋 堺店	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 高島屋堺店地下1階	薬局	令和2年2月 1日
サン薬局 鳳店	堺市西区鳳東町2-183-5 -1F	薬局	令和2年2月 1日
深阪中央薬局	堺市南区深阪南2690-3	薬局	令和2年2月 1日
大阪南リハビリ訪問看 護ステーション	堺市西区上459-1	訪問看護	令和2年2月 1日

堺市告示第23号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和2年1月31日

堺市長 永藤英機

区分	医療機関名	医療機関所在地	種別	変更年月日
変更前	大阪南リハビリ訪問 看護ステーション	堺市西区鳳東町7-822 光 大ビル301号室	訪問看護	令和元年6月 1日
変更後	大阪南リハビリ訪問 看護ステーション	堺市西区上459-1	訪問看護	

堺市告示第24号

堺市営住宅条例施行規則（平成9年規則第70号）第10条第1項の規定に基づき、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値（以下「利便性係数」という。）について定めたので、同規則第10条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年1月31日

堺市長 永 藤 英 機

住宅名	号地・棟の別	特定目的区分	構造	利便性係数
北清水住宅	1棟	一般	高層耐火	0.90

堺市告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月31日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	区 間 か ら ま で	旧 新	敷 地 の		備考
			幅員m	延長m	
百舌鳥赤畑36号線	北区百舌鳥赤畑町5丁532番2地先	旧	3.50	13.74	(〒0062)
			3.75		
	北区百舌鳥赤畑町5丁532番2地先	新	4.25	13.74	
			4.40		



堺市告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月31日

堺市長 永藤英機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	区間 から まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
丹上2号線	美原区丹上281番1地先	旧	2.10	19.21	(70480)
			3.10		
	美原区丹上281番1地先	新	3.10	19.21	
			3.50		

公 告

堺市公告第51号

堺市立文化会館条例（昭和59年条例第8号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立梅文化会館の一部休館の期間を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年1月31日

堺市長 永 藤 英 機

1 休館期間

令和2年9月1日（火）から令和3年6月30日（水）まで

（※火曜日から土曜日までの夜間区分並びに日曜日及び祝休日を除く。）

2 休館施設

視聴覚室及び音楽室

3 一部休館理由

堺市立梅文化会館ホールの改修工事に伴い、両施設についても振動、騒音等の発生が懸念されるため。

~~~~~

堺市公告第52号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年1月31日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
東工場焼却施設等運転維持管理業務 1式
  
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市東区石原町1丁102番地  
環境局環境事業部クリーンセンター東工場
  
- 3 落札者を決定した日  
令和元年12月17日
  
- 4 落札者の氏名及び住所  
クボタ環境サービス株式会社大阪支社  
支社長 栗野 卓  
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
  
- 5 落札金額  
¥300,000,000- (税抜)
  
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和元年11月1日

~~~~~

堺市公告第53号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び南区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することが

できる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和2年1月31日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称) 万代大庭寺店
 堺市南区小代139-1 ほか
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 ダイワロイヤル株式会社
 代表取締役 原田 健
 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所
株式会社万代 代表取締役 阿部 秀行	大阪市生野区小路東三丁目10番13号
未定	

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 令和2年9月18日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 2,838平方メートル
- 6 駐車場の収容台数
 130台
- 7 駐輪場の収容台数
 265台
- 8 荷さばき施設の面積
 176.0平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
 24.58立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社万代	7時00分	23時00分
未定		

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
6時30分から23時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
入口1箇所
出口1箇所
出入口1箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
6時00分から21時00分まで
- 14 届出年月日
令和2年1月17日

堺市公告第54号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び北区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和2年1月31日

堺市長 永藤英機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ジョーシン北花田店
堺市北区北花田町185-1 ほか

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

上新電機株式会社

代表取締役 金谷 隆平

大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所
上新電機株式会社 代表取締役 金谷 隆平	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日

令和2年9月18日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,003平方メートル

- 6 駐車場の収容台数

85台

- 7 駐輪場の収容台数

192台

- 8 荷さばき施設の面積

40.0平方メートル

- 9 廃棄物等の保管施設の容量

10.53立方メートル

- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
上新電機株式会社	9時00分	20時50分

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

8時30分から21時00分まで

- 12 駐車場の自動車の出入口の数

入口1箇所

出口1箇所

- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

6時00分から21時00分まで

- 14 届出年月日

令和2年1月17日

~~~~~

堺市公告第55号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年1月31日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市美原区木材通一丁目676番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市美原区木材通一丁目4番2号  
株式会社リバテック  
代表取締役 川崎 年彦

~~~~~

堺市公告第56号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年1月31日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市東区白鷺町三丁299番10、299番72から299番116まで及び1772番16（第2工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号

近鉄不動産株式会社
代表取締役 倉橋 孝壽

大阪府中央区本町四丁目4番17号
アートプランニング株式会社
代表取締役 松藤 雅美

大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号
フジ住宅株式会社
代表取締役 宮脇 宣綱

教育委員会規則

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則を公布する。

令和2年1月31日

堺市教育委員会
教育長 中谷 省三

堺市教育委員会規則第1号

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第48号。以下「条例」という。）第3条第3項から第5項まで、第13条、第17条及び附則第3項並びに堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第93号。以下「市規則」という。）第5条第4項、第9条第9項及び第10条の規定に基づき、教育委員会が任命する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(条例第3条第3項に規定するフルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 条例第3条第3項に規定するフルタイム会計年度任用職員の給料の月額は、その

者が新たに堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。）第3条第1項第3号の高等学校等教育職給料表又は同項第4号の小中学校等教育職給料表の適用を受ける常勤職員（以下「教育職給料表適用職員」という。）となったとした場合に受けることとなる給料の月額を超えない範囲内で教育委員会が別に定める。

（パートタイム会計年度任用職員の基本報酬）

第4条 パートタイム会計年度任用職員のうち、別表の左欄に掲げる者の基本報酬は、時間額で支給するものとし、その額は、それぞれ同表の右欄に定める市規則別表第1の左欄に掲げる職務の区分（別表において「職務の区分」という。）及びその者の経験年数に応じて、同表の右欄に定める額に12を乗じ、その額を38.75に52を乗じたもので除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た額）とする。

2 前項の経験年数は、本市の会計年度任用職員として同一の職務に従事した期間について教育委員会が別に定めるところにより算定した年数とする。

3 第1項に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員のうち、市規則別表第1の左欄に掲げる職務の区分に該当する者の基本報酬の時間額は、市規則第3条第4項の規定の例による。

第5条 条例第3条第5項の任命権者が別に定めるパートタイム会計年度任用職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 任期付校長候補者の職にある者
- (2) 任期付園長候補者又は任期付教頭候補者の職にある者
- (3) 英語教育コーディネーターの職にある者
- (4) 外国語指導助手の職にある者
- (5) スクールカウンセラー
- (6) 部活動指導員
- (7) 講師

2 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬は月額で支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる者 360,000円
- (2) 前項第2号に掲げる者 294,700円
- (3) 前項第3号に掲げる者 264,000円
- (4) 前項第4号に掲げる者 257,200円

3 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬は時間額で支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項第5号に掲げる者 5,200円
- (2) 第1項第6号に掲げる者 1,900円

(3) 第1項第7号に掲げる者 2,870円

(義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当)

第6条 義務教育等教員特別手当の額は、その者が新たに教育職給料表適用職員となったとした場合に受けることとなる額を超えない範囲内で教育委員会が別に定める。

2 定時制通信教育手当及び産業教育手当の額は、教育職給料表適用職員に支給される額を超えない範囲内で教育委員会が別に定める。

3 前2項に定めるもののほか、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給については、教育職給料表適用職員の例による。

(費用弁償の特例)

第7条 第5条第1項第7号に掲げるパートタイム会計年度任用職員（以下「非常勤講師」という。）の通勤に要する費用の費用弁償は、市規則第5条第1項においてその例によることとされる堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「職員給与条例」という。）第17条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者に支給する。

(1) 通勤のため鉄道、軌道又はバス（以下この条において「交通機関」という。）を利用してその運賃を負担することを常例とする者（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者以外の者で、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる者を除く。）

(2) 通勤のため自転車、原動機付自転車、自動車その他原動機付の交通用具（以下この条において「自転車等」という。）を使用することを常例とする者（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者以外の者で、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる者を除く。）

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする者（交通機関を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者以外の者で、交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 前項各号の通勤することが著しく困難であると認められる者は、堺市立学校職員の通勤手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第18号）第4条各号のいずれかに該当する者のうち、徒歩による通勤が著しく困難であると教育委員会が認めるものとする。

3 第1項に規定する費用弁償の額は、市規則第5条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 第1項第1号に掲げる者 最も経済的かつ合理的と認められる交通機関の利用区間に係る往復普通運賃の額にその月においてその者が勤務した日数を乗じて得た額（当該額が55,000円を超える場合は、55,000円）

- (2) 第1項第2号に掲げる者 自転車等の片道の使用距離に応じて市規則別表第3に掲げる額にその月においてその者が勤務した日数を乗じて得た額（当該額が職員給与条例別表第7に定める額を超える場合は、同表に定める額）
- (3) 第1項第3号に掲げる者 交通機関を利用する区間について第1号に定める額と自転車等を使用する区間について前号に定める額を合算して得た額（当該額が55,000円を超える場合は、55,000円）
- 4 堺市立学校職員の通勤手当に関する規則第2条、第3条、第7条、第8条、第11条、第15条及び第16条の規定は、第1項に規定する費用弁償について準用する。この場合において、同規則第2条第2項中「教職員情報システムにより行うことができない職員」とあるのは「非常勤講師」と、同規則第3条第2項中「条例第11条において準用する堺市職員の給与に関する条例第17条第1項各号」とあるのは「堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）第7条第1項各号」と、同規則第11条第1項中「支給要件を備えた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」とあるのは「支給要件を備えた日」と、同条第2項及び第4項中「事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」とあり、及び同条第3項中「事実の生じた日の属する月（当該支給要件を欠くこととなる事実の生じた日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）」とあるのは「事実の生じた日」と読み替えるものとする。
- 5 非常勤講師に対し条例第8条第2項の規定により同項に規定する旅行に要した費用を費用弁償として支給する場合は、当該旅行の経路に応じて第1項に規定する費用弁償の額を減額し、又は支給しないことができる。
- 第8条 市規則第5条第2項及び前条第3項の規定にかかわらず、2以上の勤務地に通勤するパートタイム会計年度任用職員の通勤に要する費用弁償の額は、その者の通勤の経路及び方法に応じて教育委員会が別に定める。
（期末手当を支給しない会計年度任用職員）
- 第9条 市規則第9条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者には期末手当を支給しない。
- (1) 基準日において、1週間当たりの勤務時間数（任用期間において当該勤務時間数が一定でない者にあつては、その者の任用期間において平均した場合の1週間当たりの勤務時間数とする。以下この条において「週勤務時間数」という。）が15時間30分に満たない者（非常勤講師を除く。）
- (2) 非常勤講師のうち、基準日において次のいずれにも該当する者
- ア 週勤務時間数が15時間30分に満たない者
- イ その者の任用期間の各月ごとに平均した場合の1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上である月の数が6未満の者
- (3) 基準日において任用期間が6か月未満である者（教育委員会が指定する者を除く。）

- (4) 基準日において市規則第9条第1項第4号に規定する職員に該当する者
- (5) 第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者
- 2 前項第3号の任用期間は、基準日におけるその者の職に係る任用期間とする。ただし、基準日の属する会計年度の4月1日から基準日までの間において、非常勤講師がその退職に引き続き再び非常勤講師となった場合は、前の非常勤講師としての任用期間（週勤務時間数が15時間30分に満たない任用期間を除く。）は、本文の任用期間に算入する。
- 3 堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第33号）第4条第2項（第3号、第4号及び第6号から第8号までを除く。）の規定は、前項ただし書の規定による任用期間の通算について準用する。

（時間額パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第10条 市規則第4条第1項第2号に規定する時間額パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、市規則第9条第3項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額とする。

- 2 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日前6か月においてその者に支給された基本報酬の合計額とこれに相当する額として教育委員会が別に定める額を合算して得た額を6で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（給与を減額しない場合）

第11条 条例第13条の任命権者がやむを得ないと認めたときは、その者が常勤職員であるとした場合に職員給与条例第27条ただし書又は学校職員給与条例第31条ただし書の規定により給与を減額しないこととする場合とする。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（堺市立学校非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の廃止）
- 2 堺市立学校非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（平成29年教育委員会規則第27号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 条例附則第2項に規定する継続職員に該当し堺市教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（平成17年教育委員会規則第43号）第6条第2号及び第3号の適用を受けていたパートタイム会計年度任用職員（60歳に達した日の属する年度の末日を超えて任用する者を除く。）の基本報酬については、施行日から令和7年3月31日までの

間、附則別表を適用し同表の左欄に掲げる職務の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める額とする。

- 4 第10条第1項に規定する時間額パートタイム会計年度任用職員のうち、条例附則第2項に規定する継続職員に該当する者に施行日以後最初に支給する期末手当については、第10条第2項の規定により合算して得た額に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和元年条例第47号）第12条の規定による改正前の堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第36号）に基づき令和元年11月1日以後の日を支給対象として支給された報酬を加えた額を6で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を第10条第1項の期末手当基礎額とする。

別表（第4条関係）

職員の区分	職務の区分
(1) 各市立学校における衛生指導担当業務に従事する者	第9号区分
(2) 百舌鳥支援学校分校における学校給食の調理に関する業務に従事する者、各市立学校（幼稚園を含む。）における介助員の職にある者、みはら大地幼稚園における保育補助員の職にある者及び各市立幼稚園における預かり保育業務に従事する者	第10号区分
(3) 学校司書	第11号区分

附則別表（附則第3項関係）

（単位 円）

区分	基本報酬額
(1) 各市立学校における衛生指導担当業務に従事する者	1,872
(2) 百舌鳥支援学校分校における学校給食の調理に関する業務に従事する者	1,755

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年1月31日

堺市教育委員会
教育長 中谷省三

堺市教育委員会規則第2号

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

第5条 週以外の期間によって勤務日の日数が定められている者に対する市規程別表第4第4項の規定の適用については、「1週間の勤務日の日数」とあるのは、「7月から9月までの期間を平均したときにおける1週間の勤務日数」とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

所属	区分	勤務時間	休憩時間	週休日	休日
総務課 （各市立 学校（幼 稚園を含 む。）に おける用 務業務に 従事する 者に限 る。）		午前8時から午後 4時30分まで	午前11時から午前11 時45分まで	(1) 日曜日 (2) 土曜日	(1) 国民の祝日に関 する法律（昭和23 年法律第178号。 以下「祝日法」と いう。）に規定す る休日 (2) 12月29日から翌 年の1月3日まで の日（前号に掲げ る日を除く。）
学校指導 課（みは ら大地幼 稚園にお ける保育 補助員の 職にある 者に限 る。）		午前8時から午後 3時45分まで	午前11時から午後2 時までの範囲内で45 分とし、課長が職員 ごとに指定する時間	(1) 条例第3 条第3項に 規定する勤 務日以外の 日 (2) 堺市立学 校管理運営 規則（昭和 32年教育委 員会規則第 9号）第2	

				条第2項に規定する休業日（前号に掲げる日を除く。）	
学校指導課（外国語指導助手の職にある者に限る。）		午前9時20分から午後4時5分まで	午前11時から午後2時までの範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間	(1) 日曜日 (2) 土曜日	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
学校指導課（学校図書館職員の職にある者に限る。）		午前9時から午後5時まで	午前11時から午後2時までの範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間	(1) 日曜日 (2) 土曜日	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
学校指導課（学校司書に限る。）	1	午前9時30分から午後2時45分まで	午前11時から午後2時までの範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間	(1) 月曜日 (2) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (3) 堺市立学校管理運営規則第8条第2項に規定する休業日（前2号に掲げる日を除く。）	
	2	正午から午後4時30分まで			

支援教育課（各市立学校（幼稚園を含む。）における介助員の職にある者に限る。）	1	午前8時45分から 午後2時15分まで	午前11時から午後2時までの範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間	(1) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (2) 堺市立学校管理運営規則第8条第2項（幼稚園にあつては同規則第2条第2項）に規定する休業日（前号に掲げる日を除く。）
	2	午前8時30分から 午後3時まで		
	3	午前8時45分から 午後3時15分まで		
	4	午前9時から午後3時30分まで		
	5	午前9時15分から 午後3時45分まで		
生徒指導課（スクールソーシャルワーカーに限る。）		1日の勤務時間（休憩時間を除く。）が7時間15分を超えない範囲内で、課長が職員ごとに指定する時間	左記の勤務時間の範囲内で45分とし、課長が職員ごとに指定する時間	課長が職員ごとに指定する日
生徒指導課（スクールカウンセラーに限る。）		1日の勤務時間（休憩時間を除く。）が6時間（堺高等学校において勤務する者については8時間）を超えない範囲内で、課長が職員ごとに指定する時間	左記の勤務時間の範囲内で45分（堺高等学校において勤務する者については1時間）とし、課長が職員ごとに指定する時間	課長が職員ごとに指定する日

生徒指導課（部活動指導員に限る。）	1日の勤務時間（休憩時間を除く。）が4時間（校長が必要があると認める場合は7時間）を超えず、かつ、1月の勤務時間が64時間を超えない範囲内で、課長が職員ごとに指定する時間	1日の勤務時間が6時間を超える場合にあっては45分とし、課長が職員ごとに指定する時間	課長が職員ごとに指定する日	
教育センター	午前9時から午後5時30分まで	正午から午後0時45分まで	(1) 日曜日 (2) 所長が職員ごとに指定する日	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
地域教育振興課（美原こども館との連絡調整に関する事務に従事する者に限る。）	午前9時から午後5時30分まで	正午から午後0時45分まで	(1) 月曜日 (2) 課長が職員ごとに指定する日	(1) 祝日法に規定する休日（その日が月曜日に当たるときは、火曜日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。） (3) 課長が職員ごとに指定する日
地域教育振興課（青少年センター図書室に関する業務に従事する者に限る。）	午前9時から午後5時30分まで	正午から午後0時45分まで	(1) 月曜日 (2) 課長が職員ごとに指定する日	(1) 課長が職員ごとに指定する日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
美原こど	午前9時から午後	正午から午後0時45	(1) 月曜日	(1) 祝日法に規定す

も館	5時30分まで	分まで	(2) 火曜日	る休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。） (3) 館長が職員ごとに指定する日
保健給食課（各市立学校における衛生指導担当業務に従事する者に限る。）	午前8時から午後2時15分まで（課長が指定する日は午前9時から午後3時45分まで）	午前10時30分から午前11時15分までの範囲内で15分間とし、課長が職員ごとに指定する時間（左記の課長が指定する日は正午から午後0時45分まで）	(1) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (2) 祝日法に規定する休日（前号に掲げる日を除く。） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）	
保健給食課（百舌鳥支援学校分校における学校給食の調理に関する業務	午前8時15分から午後2時45分まで	正午から午後0時45分まで	(1) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (2) 祝日法に規定する休日（前号に	

<p>に従事する者に限る。)</p>			<p>掲げる日を除く。) (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)</p>	
<p>教育環境整備推進室(各市立幼稚園における預かり保育業務に従事する者に限る。)</p>	<p>午前8時30分から午後6時30分までの範囲内で5時間30分を超えない時間とし、課長が職員ごとに指定する時間</p>		<p>(1) 条例第3条第3項に規定する勤務日以外の日 (2) 祝日法に規定する休日(前号に掲げる日を除く。) (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。) (4) 預かり保育を実施しない日(第1号に掲げる日を除く。)</p>	

				く。)	/
図書館	1	午前9時から午後5時30分まで	正午から午後0時45分まで	(1) 月曜日 (その日が祝日法に規定する休日にあたる場合は、館長(中央図書館総務課にあつては、課長。以下この項において同じ。)が職員ごとに指定する日) (2) 4週間ごとに4日となるよう館長が職員ごとに指定する日	(1) 館長が職員ごとに指定する日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
	2	午前9時45分から午後6時15分まで	午後0時45分から午後1時30分まで		
	3	午前11時45分から午後8時15分まで	午後4時30分から午後5時15分まで		
市立学校		午前8時から午後4時30分まで	午前11時から午前11時45分まで	(1) 日曜日 (2) 土曜日	(1) 祝日法に規定する休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

備考 職員の1週間の勤務時間(週以外の期間によって勤務日の日数が定められている者については、当該期間を平均したときにおける1週間の勤務時間)は、市規程第2条の規定が適用される職員の当該期間相当の勤務時間とし、本表に定める区分により、所属長が定めるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年1月31日

堺市教育委員会

教育長 中谷省三

堺市教育委員会規則第3号

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「職員（条例第2条第2項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第3項に規定する任期付短時間勤務職員（以下これらを「短時間勤務職員」という。）並びに）を「常時勤務を要する職を占める職員（」に改め、「除く。）」の次に「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下これらを「常勤職員等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間（4週を平均した場合の1週間を含む。）について、29時間を超えない範囲内で教育委員会が別に定める。

第9条を削り、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第2項中「短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員」を「常勤職員等」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項第1号中「第3条第1項第1号」を「第4条第1項第1号」に改め、同項第2号中「第3条第1項第2号」を「第4条第1項第2号」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 第4条第1項第3号に掲げる職員 教育委員会が別に定める時間内

第5条第4項中「短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等」を「常勤職員等以外の職員」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「職員（短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等を除く。）」を「常勤職員等」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「職員の勤務時間」を「常勤職員等の勤務時間」に改め、同項第1号中

「次号」の次に「及び第3号」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 幼稚園に勤務する職員のうち、教育委員会が別に定める職員 教育委員会が別に定める時間の範囲内で7時間45分（休憩時間を除く。）

第3条第2項中「短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等」を「常勤職員等以外の職員」に、「前項の規定にかかわらず、同項各号」を「前項各号」に改め、同条第3項中「（准校長及び園長を含む。以下同じ。）」を削り、「に規定する」を「の規定により定められた」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（週休日の特例）

第3条 校長（准校長及び園長を含む。以下同じ。）又は副校長は、学校運営上必要と認めるときは、常勤職員等の週休日を日曜日若しくは土曜日以外の日とし、又は毎4週間につき4日以上割合で週休日を定めることができる。

第10条第4項中「短時間勤務職員」を「条例第2条第2項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第3項に規定する任期付短時間勤務職員（以下これらを「短時間勤務職員」という。）」に改め、同条に次の3項を加える。

7 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）の年次有給休暇は、新たに職員となった日から起算して継続して6月を超えて勤務することとなる場合に限り、与えるものとする。この場合において、別表第1に定めるその者の年次有給休暇の日数が、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第1項から第3項までの規定による年次有給休暇の日数に満たない場合は、第1項の規定にかかわらず、当該日数をその者の年次有給休暇の日数とする。

8 パートタイム会計年度任用職員の1日を単位とする年次有給休暇は、その者の勤務日1日当たりの平均勤務時間数（その者の任用期間において第4条第2項の規定により割り振られた勤務時間数の合計を当該任用期間における勤務日の日数の合計で除して得た時間数（その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。）をいう。次項において同じ。）に相当する時間数が1日の所定勤務時間数として割り振られている日に限り、与えるものとする。

9 パートタイム会計年度任用職員の時間休暇は、第3項の規定にかかわらず、その者の勤務日1日当たりの平均勤務時間数に相当する時間数の取得をもって1日と換算する。

第11条第5項中「週勤務日数」を「1週間の勤務日の日数」に改め、同項を同条第6項とし、同条に次の1項を加える。

7 病気休暇を取得した会計年度任用職員が再び病気休暇を取得したときは、第5項の規定にかかわらず、その取得日数は前の取得日数に通算する。

第11条中第4項を第5項とし、同条第3項中「90日」の次に「及び同条第4項に規定する連続した30日」を加え、同項第3号中「次項」の次に「又は第7項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第10条第3項」の次に「及び第4項」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項中「1時間」の次に「（パートタイム会計年度任用職員にあって

は、1日)」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

病気休暇は、次に掲げる職員以外の職員に与えるものとする。

- (1) 会計年度任用職員のうち、1週間の勤務日の日数が3日未満である者
- (2) 会計年度任用職員のうち、1週間の勤務日の日数が3日以上である者で、当該年度において6月を超えて継続して勤務していないもの

第12条第1項第9号中「妊娠障害及び異常出産を防止する」を「通勤途上における交通の混雑の程度等が母体又は胎児の健康保持に影響がある」に改め、同項第11号中「(短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等を除く。)」を削り、同項第21号中「臨時的任用職員」を「臨時的に任用された職員及び法第26条の6第7項又は育休法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、同条第4項中「第10条(第1項及び)」を「第10条第2項から第6項まで(」に改める。

第15条を第16条とする。

第14条第2項中「短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等(以下この項において「短時間勤務職員等」という。)」を「常勤職員等以外の職員」に、「当該短時間勤務職員等」を「その者」に改め、同条を第15条とする。

第13条第9項第3号中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、同条第5項中「第2項」を「第3項」に、「第1項」を「第2項」に、「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」を「第2項」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第14条とする。

介護休暇は、会計年度任用職員のうち1週間の勤務日の日数が3日未満である者以外の者に与えるものとする。

第12条の次に次の1条を加える。

第13条 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる職員は、当該各号に定める特別休暇を受けることができない。

- (1) 会計年度任用職員のうち、1週間の勤務日の日数が3日以上である者 前条第1項第8号、第16号、第19号及び第22号に規定する特別休暇
 - (2) 会計年度任用職員のうち、1週間の勤務日の日数が3日未満である者 条例第11条第4号、前条第1項第3号、第4号、第8号、第10号から第12号まで及び第15号から第22号までに規定する特別休暇
- 2 パートタイム会計年度任用職員については、1日の所定勤務時間が6時間に満たない勤務日は、前条第1項第9号に規定する特別休暇を受けることができない。
- 3 会計年度任用職員に対する前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げ

る規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

前条第1項第2号及び第10号	16週間	14週間
前条第1項第12号	5日以内	5日間以内
前条第1項第21号	臨時的に任用された職員及び法第26条の6第7項又は育休法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員	会計年度任用職員

- 4 パートタイム会計年度任用職員に対する前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

前条第1項第4号及び第10号	短時間勤務職員	パートタイム会計年度任用職員
前条第1項第5号	14日以内	7日に1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）以内
前条第1項第7号	90分以内（1日の所定勤務時間が4時間以内の勤務日については、1日1回、15分を単位として30分以内）	75分以内（1日の所定勤務時間が4時間を超え7時間45分未満の勤務日にあつては1日2回まで、各回15分を単位として1日合計60分以内とし、1日の所定勤務時間が4時間以内の勤務日にあつては1日1回、15分を単位として30分以内とする。）

	90分（1日の所定勤務時間が4時間以内の勤務日については、30分）	75分（1日の所定勤務時間が4時間を超え7時間45分未満の勤務日にあつては60分とし、1日の所定勤務時間が4時間以内の勤務日にあつては30分とする。）
前条第1項第9号	1日1時間15分以内	1日1時間15分以内（1日の所定勤務時間が6時間以上7時間45分未満の日にあつては1日60分以内）
	当該半日勤務日以外の日	1日の所定勤務時間が7時間45分以上の日

5 パートタイム会計年度任用職員に係る前条第1項第4号、第10号、第13号、第14号及び第21号に規定する特別休暇については、同条第4項において準用する第10条第2項の規定及び前条第5項の規定にかかわらず、1日を単位として与えるものとする。

6 会計年度任用職員に係る前条第1項第1号及び第20号に規定する特別休暇については、堺市会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第48号）第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額（時間額により同条例第3条第1項に規定する基本報酬が定められているものにあつては、当該時間額に相当する額）を減額する。

別表第1の備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別表第2中	配偶者等の父母	3日間（職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日間）	を
	孫	1日	
	おじ又はおば		
	子の配偶者		
	配偶者等の祖父母		
	兄弟姉妹の配偶者		
	配偶者等の兄弟姉妹		
	おじ又はおばの配偶者		

配偶者等の父母又は父母の配偶者	3日間（職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日間）
孫	1日
おじ又はおば	
子の配偶者又は配偶者等の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日間）
配偶者等の祖父母又は祖父母の配偶者	1日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日間）
配偶者等の兄弟姉妹又は兄弟姉妹の配偶者	1日
おじ又はおばの配偶者	

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
（堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）
- 2 堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。
第15条第2項第9号中「（堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号。次号及び第11号において「勤務時間規則」という。）第9条において準用する場合を含む。）」を削り、同項第10号及び第11号中「（勤務時間規則第9条において準用する場合を含む。）」を削る。

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第1号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年1月31日

堺市農業委員会

会長 田 中 宏

[日時]

令和2年2月6日（木）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他